

◎開議の宣告

○塩田勉 副議長 おはようございます。

25番佐藤功議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○塩田勉 副議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 齋 藤 光 司 議員

○塩田勉 副議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

○18番（齋藤光司議員） おはようございます。市民の会の齋藤光司です。

6月議会は、国保議会とも言われます。そういう中で、光司、また国保か、そう言われるのを覚悟で今回も国保一本に絞って質問をさせていただきます。

現在、国保加入者は市長の言われるとおり、全市民の約3分の1ですが、今の医療制度の中では、現在加入されているのが各種共済、健保組合、協会健保であろうとも、この横手で一生生きていくという中では、離職、退職という形の中で必ずかかわる医療保険であり、そういう意味では市民共通の財産である、そう思っています。だからこそ、前から私は、今日まで何代にもわたってこの横手で生きてきた人たち、そしてこれからもここ横手で生き続けたい、生きようとする市民の生活を本気で守る、支えていく、その市政としての一丁目一番地が国保であるという強い確信を持っております。

それを踏まえ、せっかくの当地の長い歴史と先人の努力のおかげで守り、つくられてきたこの地の高度医療体系と、その恩恵を受けながらも、加入者がこの地域の経済基盤の中で払い続けられる国保税、医療費としていくために、今回も質問をしまいたします。

今回の質問は、国保税という枠の中で2点通告をしております。

要約をすれば、1点目は今年度の国保税についてであります。

昨年度比較で3,581円、4.6%の引き下げで1人当たり7万3,458円が提示をされたわけではありますが、3年間の当市の国保財政健全化計画の中で、今年度2億2,427万円、1人当たり7,754円のルール外の支援を受けながらの引き下げは、国保会計の独立、継続など多岐の視点から見て、妥当かどうかという質問であります。

2点目は、当市の血税がこの5年間で、広域化、税の平準化という中で4億円以上が県内他市の国保

会計に仕組みの中で垂れ流しになっております。当市国保会計悪化の外部要因の中での主因である、国保財政安定化事業がその仕組みのことばかりではなく、国保連合会の算定ミスにより、高額医療費共同事業と合わせて約8,700万円、過大に取られていたことに対しての原因と責任、そして国保の広域化が本当に当市の国保加入者にメリットがあるのかという質問であります。

まずは、通告どおり質問を進めてまいりたいと思います。

国民健康保険について。

1、平成23年度国保税について。

平成23年度の国保税率の据え置きが決められ、1人当たり年税額が7万3,458円、昨年度比較で3,581円、4.6%引き下げられたことは、ある意味歓迎をしながらも、療養給付費、高額医療費とも増え続ける将来予測の中、また、東日本大震災の影響のもと、将来的に消費税を初め公的負担増が見込まれ、市民経済、市民生活においても今以上の困難が見込まれる中、来年度以降のはね返りの大きさを心配しております。その点に対し、将来設計の中でしっかりとした覚悟を持った政治判断だと思われませんが、市長の見解をお伺いいたします。

2点目、国保連合会の誤算定について。

保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業の国保連合会の算定誤りで、当市が8,700万円過大払いされていたことは、当市にとって国保会計ばかりでなく、一般会計にまで迷惑をかけるといったゆゆしき問題であります。また、国保税納付に日々難儀をしている市民感情からして許しがたい間違いであります。この責任は、だれがどのような形でとられていくのかお伺いをいたします。

また、25市町村の国保をなりわいとする職責のある担当が、だれ一人、3年間も間違いを指摘できなかった事実は重い。その理由はどこにありどう改善をしていくのかお伺いをいたします。

また、報道によると、4月半ばに25市町村に説明をしたとありますが、我が議会は5月25日の新聞報道がなされるまで、一切知らされませんでした。この部分についての当市の情報管理のあり方をどうとらえているのかお伺いをいたします。

また、この制度の仕組みの中で、平成18年から昨年までの5年間で、当市から合計で4億1,069万1,483円が県内他市の国保に流れています。年度によって出入りがあれば、ある程度理解を示せるのですけれども、毎年取られっぱなしの当市としては甚だ不満の残る制度であります。当市としてこの制度をどうとらえているのか、対策をどうとっていくのかお伺いをいたします。

以上簡単ですが、壇上から2点お尋ねをし、再質問の中で、もう少し中身を濃くしていきたいと思っておりますのでよろしくお祈りをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 国民健康保険税につきましてお尋ねが2点ございました。

まず、1点目にご指摘いただきました部分、平成23年度国保税についてでございます。

昨年度におきましては、診療報酬の改定などによりまして医療費が大幅に増加いたしました。国庫負担金等が増加したことで、繰越金は約4億8,000万円、単年度の実質収支は約2億1,000万円の黒字になる見込みでありまして、国保財政健全化計画による法定外繰り入れや国保税収入の増加などによるものと考えているところであります。

繰越金の増加により、今年度の医療給付費分と後期高齢者支援金分の国保税所要額は、昨年度と比較して約1億3,000万円減少しており、本来であれば税率の引き下げが可能であることを示すものであります。しかし、昨年所得が5.9%落ち込んだことから、税率を前年度と同率に据え置くことで辛うじて収支の均衡を図ることができました。今後の財政安定化のため、税率を引き下げる試算もしたところであります。厳しい経済状況や、豪雪などにより農業所得などが落ち込む中で、重税感に拍車をかける税率の引き上げは避けるべきと判断したところであります。

こうした状況の中で、昨年度は予備費に医療給付費の1%しか計上できない厳しい財政状況であったのに対し、今年度は3%、約2億2,000万円を計上し、財政の安定化を図る予算内容といたしております。

なお、国保財政は医療費の増加などにより今後も厳しい運営が続くものと予想されます。そのため、ジェネリック医薬品の普及、推進による医療費の適正化対策や収納対策などの強化を図ってまいります。

また、昨年度の事業内容の分析を行い、今日の経済状況に基づいた収支の予測を立てながら、国保財政健全化計画の見直しを図り、健全で安定した財政運営を目指してまいります。

2つ目に、国保連合会の誤算定についてのお尋ねがございました。

保険財政共同安定化事業と高額医療費共同事業は、国保事業の広域化を見据えて、県内の保険税の平準化や財政の安定化を図るために、国の制度により、秋田県国保連合会が運営主体となり行っているものであります。平成21年度から23年度の各市町村拠出金について、基礎とする交付税交付金額ではなく、拠出金額をもとにしたデータで算定するという事務的ミスにより、誤りが生じたものであります。

国保連合会の監事役員である私も、4月15日に国保連合会の常務理事と事務局長から報告を受け、この返還額には国保加入者の税金や一般会計からの法定外繰入金が含まれていることを重く感じ、新聞報道などを通じて、速やかに情報を開示するよう申し上げたところであります。

しかし、一部の市町村から公表を控えたほうがよいとの意見があり、国保連合会では積極的な情報公開を行わなかったとのことであります。その結果、算定誤りが公表されないまま5月25日の新聞報道となったところであります。

拠出金の算定誤りの内容については4月28日付の通知で明らかになり、当市には、平成21年度と平成22年度の分の過大拠出分8,725万8,000円が返還されることがわかりました。これには国経由の返還分が879万9,000円含まれており、実質返還額は、一般会計の歳入となる法定外繰入分が4,108万4,011円、特別会計への返還分が3,737万4,802円となっております。この返還額は国の財政調整交付金算定に影響することから、今後の正式な決定を待つ補正予算で対応してまいります。

この拠出金は、各市町村の過去3年間の医療費実績や被保険者数をもとに、前期高齢者納付金や前期高齢者にかかわる医療費などによって算出されることから、これまでは事業の運営主体である国保連合会との信頼関係の中で執行してきたところであります。国保連合会では、このような事務的ミスの再発を防止するため、拠出金の積算根拠を市町村に示しながらチェック体制を整え、今後このような事態を起こさないよう対策を講じるとしております。

なお、算定誤りの責任問題については、現在連合会で検討されておりますが、保険者として算定誤りを確認できなかった責任につきましては、深くおわびを申し上げる次第であります。

また、この事業の制度は、各市町村の医療費実績などで算出した拠出金を、実際に発生した医療費に応じて交付することから、総体的には医療費の低い市町村からの拠出金が医療費の高い市町村に流れる仕組みとなっております。そのため、医療費が低い秋田県南部の市町村は総じて拠出超過となっており、当市では保険財政共同安定化事業によるこれまでの拠出額が4億円を超えるため、保険税率が高くなる大きな要因となってきたところであります。

国では、国保事業の広域化支援施策の中で、保険財政共同安定化事業により、拠出額が増大する市町村や、医療費や所得の格差により保険税に与える影響が大きい市町村に対して、都道府県調整交付金の配分や、拠出金の算定方法を見直しできるとしております。このことから、県に対しては、関係市町村と連携しながら改善を強く要望しているところであります。

以上であります。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 今、市長に答弁をしていただきました。

事務的にずっと言われてしまうと、やっぱり国保の数字だけが、納めるのは大変だと、市民感情の中で、でも今市長がずうっと述べられたけれども、どうも自分のことでないような、そういう思いが国保加入者として、してしまうような、そしてまたこれを言葉で伝えるのは非常に難儀だよなという思いで今聞いていました。

その中で、ある程度繰り返しになりますけれども、今回引き下げたこと、要するに金額ベースで、税率は据え置きだけれども、このことについては、平成22年の国保世帯の所得割構成見ると、200万未満、総所得なんですけれども、これ市長答弁の去年の答弁から拾ったんですけれども、200万円未満が全体の86%。それから、その中で医療分と支援金分の負担している世帯で見ると、総所得金額が50万円未満、この世帯が45%ある。改めて当市の国保加入者の経営基盤の脆弱さが見えるわけでありまして。そういう中で、市民の気持ちの中に、もちろん私もですけれども、明日の1,000円、1万円よりも今日の100円、1,000円のほうがずっとありがたい、安くなってよかったな、そういう思いがあることは確かであります。そしてまた、るるの数字をみると、これぐらい高度医療体系が整った地域というのは秋田県の中でも珍しいと。秋田市除いてですよ。救急車、道は間違えけれども、何とかかんとか皆診てもらえますよね、どこに行っても。そういう部分の中で、非常に医療体系としては恵まれているのにもかかわらず、

かける医療費については、全県の平均なんですね。これは取る部分について財務部長にも申し上げたいんですけども、昨年度93%収納率でいっている、これは非常に厳しい中で、当局の努力と、やっぱり国保はためてしまえば大変だよなという市民の思い、そういう中で、皆さん頑張っておられるのだと思うんですけども、ただ、この中身の中で、私は法定外繰り入れはするべきだ、何年もやってきた。せっかく入れてもらったんですけども、その中で数字を見ると、1人当たりの保険給付費が25万4,313円かかっているんですね、当市として1人当たり。ところが、平成22年度で納めるのが7万7,039円。そうした中でこれを事実としていくと、国保という医療受診の安全弁がなければ、約3倍の自己負担となる計算であり、将来にわたってどうしてもやっぱり国保というものは守っていかなければいけないなという理由の大きな一つなんですね。具体的に一つ一つ挙げていきますけれども。

それから、そういう中で、今回繰越金4億8,000万円、全額歳入に入れて国保税の軽減を図ったと。そのことについては評価をしながらだけれども、その中身を見ていくと、法定外繰り入れが、平成22年度分で決算ベースで1億7,072万円、国保加入者1人当たり5,802円。そしてまた、平成23年度当初で言えば2億2,427万円、1人当たり7,750円、ルール外の支援を受けていることになっているんですね。国保会計の独立という部分の中にルール外だと。でもそれは政治判断で非常にいいことだから私は感謝していながらも、でもそれを受けながら三千いくらの軽減を図ることが、これ国保会計の将来においていいことだろうか。将来を見据えたときに、あと4年で普通交付税の合併算定外特例で10億ずつ減っていくしね。そうした中でこの財政健全化計画も来年1年だ。でも市長は前回、去年の話の中で、何か事があったときには重大な見直しをかけながら、法定外繰り入れもやぶさかでないような発言をなさっている。今回も多分そういう思いの中で期待はしているんです。そういう答えをもらいたくてしゃべっているんですけども、でもその中でやっぱり今回金額ベースで引き下げなくて、前年並みにやりながら、やっぱり国保会計の中の財調に積み増しをする、そういうやり方のほうが、ここの横手の国保の将来にとってはよかったんでないか。それは、今の国保の財政健全化計画の目的として、今の担税能力のない市民の負担を和らげるという部分もありますけれども、私はそれだけではできなくて、一步、歩を進めて、当該年度の保険料の高低よりも、この国保としての大枠のルールは国と県で決められているんですけども、基礎自治体として将来にわたって当市の高度医療体系を守りながら、そしてその恩恵を受けながらも、払っていける、継続できる国保としてのルール、システムづくりこそが、国保財政健全化計画の目標になるべきではないかと思っているんです。あと1年しかないですけどもね。今までは軽減化だけだったかもしれないですけども。だからそのところに一步踏み込んだ発言をしていかないと、ややもすれば、財布の中、空になってから、これは一挙に上がってしまうと、ということは、今回の医療費の軽減が、要するに額の軽減が、本来の意味での王道でないんですね。本来は、市長も先ほど言ったとおり、市民生活の経済基盤が強くなって率が下がる、要するに所得が上がってですよ。それから、医療費、これが正直、みんな予防衛生も含めて自覚をしながら医療費が安くなっているんだと、1割ずつ。あるいは2割ずつ安くなっているんだと、だから下げられるんだという状況ではないですね。

率を見るとアップしている。だからルール外のものを入れて安くするという部分の中で、それは一過性のもに終わってしまうのではないかという心配なんです。そこあたりのご所見を市長にお伺いしておきたいと思います。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 3年間の中で、体質を変えていきたいというような強い思いはあったわけでありませけれども、残念ながら、国保を取り巻く、当市だけでなく、国保という制度そのものが制度疲労を完全に起こしているといことは否めない事実で、それがますます悪化に向かっていると。それはやっぱり地域経済の悪化、それと加入者の質的な構成比がどんどん悪くなっているというようなことも含めて、これはこの制度を今のままで守ろうとすれば、これは早晩行き詰まるだろうと思っています、このままでは。県を保険者とする仕組みに改めて、それで一気に解決するかという問題、確かにあるにしても、やはり1自治体の中でやるには、これはもう安定的に法定外繰り入れをし続けるしかないわけですよ。それしか、例えば、払い続けられる国保税を担保できないとするならば、それは考え方としてはあるかもしれない。しかし、その財源として市は耐えられるかと、財源を負担することが。この問題になりますと、それはもう簡単な話で、全然ありません。これはご指摘のとおり、合併特例算定替が間もなく始まるわけでありませし、そのことだけでなく、全般的に財政の硬直化進んでいるわけでありませるので。

したがって、国保税を、国保のあり方を市の一つの、何ていいますか、仕組みとして閉じ込めておけば、これはそのままパンクすると思っています、それは。そこに至る前にやるべきことの幾つかがあるので、その努力を県に対してもしようとしていますし、あるいは県を保険者とする仕組みに改めることによって、新たな財源を捻出してもらうことによって、当市だけが過大な負担するようなことじゃなくて、新たな国保のあり方をつくっていく、まず、この2点に向かっていくしかないのかなと思っています。その先にあるものは、これは国が進めているさまざまな国民の保険、皆保険をどう守るかという動きの中で整合性を図っていくしかない。それに対して強く現状を申し上げていくしかない。今そういう意味では、長期的な計画のもとで確かな政策を打ち出せばいいんでありませけれども、なかなかそういう状況にないと、そういう認識を持っております。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） そうですよ。やっぱり市長にそう言われれば、うなずくしかない部分もあって、ということは、大枠がやっぱり国・県なんですね。それから、今市長の答弁の中にあつたことも、この次の2番目の再質の中にも入れてありますけれども、やっぱり非常に格差があるわけですよ。1人当たりの医療費についても、下手すれば3倍あると、秋田県内だけでも。ただ、当市として医療費の軽減と言われるものが、今市長がいみじくも言われましたけれども、決められたルールの中で、そしてやっていくためには、先ほど言ったとおりにどうしてもやはり予防医療も含めて、それこそ市長が肝いりで開いた健康の駅、そういうのも全国から視察に来るとい形の中で、ハードはできているんだと、あとはそれをいかに伸ばして、結果的に医療費の削減まで続けられるようなシステムを早くつくると。私は

それしかないのではないかと。今言ったとおり、法定外繰り入れをしながら、保険財政を守るということも一つの手法なんですけれども、私は医者にかからないような、要するに体質をつくっていく、そのほうがずっと大事なんではないかと。

それはいみじくも先週の6月11日です。新聞報道の中で高知県の梶原町というところの前の町長さん、中越さんという方が新聞に出ていて、高知県一の医療費の低い町にしたと。そういう部分の仕組みの中で、自分の健康は自分で守ることを掲げて、健診による早期発見、早期治療を進めている。輪番で20戸に1戸の割で健康福祉の世話係を決めています。係になった人には年に8日間、1日8時間の勉強をしてもらいます。予防医療を進めた結果、県内で医療費が最も少なくて済むようになりました。

この中身について、今事務局通じて詳しく調査しているんですけれども、やっぱり我々も、ということは、私は今まで国保について、合併という形をとりながら、十文字平鹿町という部分の、今地区ですよ、旧十文字町、平鹿町の国保税の安さ、その格差についてずっと話をしてきた。それが合併してそれこそ6年目です。そういう部分の中では、これがやっぱり一体感ですよ。その地区の話でなくて、今度は県内の話で、自分が進んでいる部分の中でいくらか進歩したのかな、一歩進んだのかなという思いもあるんですけれども、だからそういう部分の中で、一番、なんで横手地区、それから大雄地区、山内地区が医療費がかかって、十文字、平鹿と格差があったのだろう、それを研究すべきだとずっと申し上げてきました。それが今、秋田とそれから一番高いのが、この次申し上げますけれども、県内の中ですごいですね、びっくりするようなところがあるんですね、調べてみると。余り書類多くてどこがどこだか全然わからなくなったんですけれども、後で申し上げます。

その中で、やっぱり王道である医療費削減に向かうと、そのとこだけやっぱり頑張る覚悟、ちゃんと分析されているんですね。市長の答弁の中で、要するに入院給付費が物すごく高くなっているから、そこを何とかすれば要するに医療費の抑制にはなるんだと、手法の中で、ちゃんと出ている。でもそれに対して、では、どのようなことをしてきたのかという部分の中で、まだ甘いのではないかと。

それから我々も、こういう経営基盤の弱い地区の中で、それこそ自分の命、それから家族の命も含めてなんですけれども、高度医療、簡単に受けるのはいいけれども、それを払うためにいかに難儀かという自覚、そういう部分もやっぱり持たなければいけないだろうし、さまざまな中でまだまだ低くする、国保税を何とか守り切れる低さが、幅しろがあると私は見えています。

その部分について市長何か覚悟なり、指示なりできるものを、日々思っていること、市長の答弁ですばらしいって後でいつも議事録見て思うんですけれども、ひとつお願いします。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 言質をとるという意味ですばらしいという評価だと思うんですが、なるべくとられないように申し上げたいとは思いますが、今ご指摘されました、いわゆるお医者さんにかからない、医療費を使わない体制をどうつくるかということのご指摘ございましたけれども、これは衛生セクション、保健師さん含めて、いろんな努力を今までしてもらったと思っています。今もやっています。

ただ、この成果がどうなのかと言われると、やはりそういうすばらしい先行例が全国にあるとなると、まだまだ我々の努力は、いろんな意味でマンパワーも含めて、あるいは財政政策面においても足りない部分はあるかもしれないなということを思いました。

朝日新聞のb eですか、今のあれは。ぜひ我々もその情報を教えていただきながら、王道はやはりお医者さんにかからないことが王道でありますので、仕組みとしての国保会計がどうだというのはなかなか議論が深まる話じゃなくて、現実には現実だということでもありますけれども、いわゆる何ていいますか、予防だとかそういう健康を守るという部分においては、これはいろいろやり方がやっぱりあると思います。この地域に合ったやり方を、今までも工夫してきたつもりでありますけれども、もうちょっと一段の高い工夫を、検討を担当としてまいりたいと思います。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番(齋藤光司議員) お願いします。よくやっているほうですよ。県内の指針、全部資料としてとって比較をすると、我がほうはさっきも言ったとおり、消防長ごめんね、道は間違えけれどもちゃんとした医療体系になっていると。そういう部分の中では、非常に心強いし、それこそありがたい地域に生まれたなど、生きているなど、そういうことをまずは申し上げて、感謝したいと思います。これは、身内の話です。

今度は外に向けて2点目ですけれども、これはちょっと安易に許せる話ではないよなというような思いの中で、2点目に進めていきたいと思います。

保険財政共同安定化事業の拠出金についてでありますけれども、これについて、さっき、なかなか難しいですね、前期高齢者の中、あるんだけれども、大卒の公式として実績比例2分の1と人数比例2分の1の構成によって行われていると。実績比例については、年度間の使用額の2分の1を分母に、前々年度からの3年間の支払い実績を分子に算出。人数比例については、年度内使用額の2分の1掛ける一般被用者の県合計分の前々年度の当該市一般被保険者数を分子に計算をします。そして合算したものが保険財政調整基準の拠出金になると、ちゃんとした式があるわけがあります。

そういう式がある中で、やっぱり職責これをなりわいとしていたなら、言って寄こさなくてもやっぱりある程度聞きながら、先ほどは信頼関係の中でと言いましたけれども、間違えははずがないのが間違えなのが、今はやりの原子力も含めて想定外の話になるわけで、至って払うお金、保険財政安定事業なんか、とことん、我々さっきも言いましたけれども、保険税が上がる外部要因の中で痛めつけられているわけですから、ここの部分についてはもう少し真剣にやってもらいたかったな、当市で見つけたら格好よかったんだろうなという、そしてその部分の中でやっぱりって、そうすると市長も鼻が高かったんだろうなという思いがありますけれども、言葉で言えばやたら難しいんですけれども、ちゃんとした公式の中で把握をしている数字を入れていけばチェックできるような気がしておりますけれども、担当としてはそれがなかなかできないシステムだったのかどうか、まず、その点を聞きます。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 今回の算定誤りの関係について、保険者としてチェック体制のことについてのお考えだというふうに思いますけれども、先ほど市長が答弁しましたように、運営主体が国保連合会ということで、そこですべて全県の医療費なり被保険者なりあるいは、拠出金なり交付金なりを全部まとめて計算をして出すという形にしています。そういう形では、その信頼感の中でお互いにやりとりをして、これまで来たというのが経緯でございます。

ご案内のように、非常に今、議員お話されたように、非常に複雑な計算となります。しかしながら、本当にチェックができないのかということになれば、3年間の医療費のデータなり、あるいは拠出金の問題なり、被保険者の数字なんかを全部出して、当市の本来のあるべき拠出金の額というのは、算出は可能でございます。ぜひ、今連合会のほうでも、そういったデータも出しながら、市町村がチェックしやすいような体制をとるということに今回なりましたので、これにかかわらず、そこら辺のチェック体制について、職員のスキルアップ含めてこれから頑張ってもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） できてしまったものは仕方ない。過去は引きずらないのが私ですなんて格好いい言い方はしません。やっぱりこれについては、国保納めるのがいかに難儀か、納付書が来て、生活費納めた後にさっき言ったとおりに、ここの担税能力というのはそんなに大きい、それこそ、国保加入者でないんですよ。そういう部分の中では、やっぱり1円でも2円でもという部分の中では、やっぱり真剣に、真剣にやっているのはわかっているんですよ、わかっているながらも、いま一步先んじてやってもらいたい。まずそこは期待しておきます。

それから、これ、先ほどの中でありましてけれども、市長は今、県による広域化がひとつ、今の種々の国保問題の中での問題を解決する糸口になるんでないかという話をされました。去年の6月の議会答弁でもそう答えておられました。しかし、平成21年において、さっきの形になりますけれども、県内市町村間の比較の中で、国民健康保険税の1世帯当たり調定額の中で、最高は大潟村の46万8,326円。それから最低は小坂町の8万9,097円。約5倍もの格差があります。5倍ですよ。同じ県内で。それから1人当たりの医療費も、県内のトップは井川町で1人当たり38万2,568円かかっている。最低は大潟村の21万9,588円。我々のところは25万円。さっき言ったとおりです。だから結構高度医療整っている中では頑張っている数字なんです。それもわかりながらでありますけれども、なぜこういうことを言うかという、広域化そのものが、どうもさっき言ったとおりに、ここの国保加入者のためにはならないのではないか。その理由を言えば、さっきの数字もですけれども、実際にこの保険財政共同安定化事業、中身を精査してみると、当市において平成18年度5,053万円、平成19年度1億3,555万円、平成20年度6,059万円、平成21年度1億1,871万円、平成22年度4,530万円。18年に始まってから5年間で4億1,069万1,483円。いつも出しっぱなしです。超過です。これは、さっき市長の答弁にもあったとおり、我が市だけではなく、我々は4億1,069万円だけれども、大仙では7億2,397万円、湯沢、あそこでさえ2億

6,939万円。県南地区でこれぐらい、3市の中ですよ、取られっぱなしなんですね。それが、市町村間の広域化による安定を図り、これ、市長言ったんですよ、市町村間の広域化により財政基盤の安定を図り、事務作業の効率化を進めることが疲弊した国保制度の健全化を図るためには有益な手段と考えると。これ市長、去年の6月議会で私に答弁していただいています。しかし、今言ったことをるる申し上げて数字を見ていくと、国保の広域化が当市の国保加入者には有益ではないと、私は、数字としては見るんですけども、市長の言う判断がどこから来ているのか、この数字の中の内ですか、それを教えてください。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 単純に今のそれぞれの市町村の財政をくっつけると、間違いなく我々の地域は負担増になるわけでありまして。そういう単純なことではいけないと思っております。そういう単純なことにならない仕組みをどうつくるかというのが、今回の我々の広域化のねらいでありまして、これに一番、私と一生懸命熱心なのは大仙の市長であります。どっちもいっぱい払っているほうであります。ですから同じ問題を抱えているわけでありまして。このままの状態では到底加入者の納得を得られないと、ここから入ってくることでありまして、その上で、どう県内の国保会計の平準化を図るかというのは、その次の段階として出てこざるを得ないだろうと。それには、県がなかなか消極的であるという理由を見れば明らかなように、県がどれだけ財政的な部分含めて覚悟を持つかということが大きなハードルでありまして、あるいは国がどんなように考えるかということでもあります。

私はこの問題、この国保会計を制度としてどう再構築するかということにしたいと思っております。どう決着するかはわかりません。我がほうに有利なほうだけで決着するとは思えません。しかし、この問題を1自治体の中に閉じ込めておくわけにはいかない問題だと。我々だけの問題ではないと。しかしほかの地域を応援するぐらいの余裕があるわけでももちろんありません。そういう問題提起を明らかにすることによって、赤裸々にするということによって、これは県民、国民の議論を巻き起こす必要があるだろうと思っております。そういう道具立てとして広域化ということをしてはまず唱えて、大仙市長と一生懸命働きかけをしています。道行きは相当厳しいものだと思いますけれども、それがすべてだと思いませんけれども、一つの我々のこれからの国保財政のあり方について、アプローチとして、とらえているところでもあります。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 今の市長おっしゃったことが、去年の答弁の中で、国保制度研究会、そういう部分の中で昨年度から広域化研究会という形で、我がほうの市長提案でやられてきたという形の中で、いろいろ活動されてきたと思います。そういう部分の中で、1年間、あの答弁から1年たっています、そういう部分の中で、どういう提言あるいは話し合いがなされてきて、今現在どうなっているのか、担当でも何でもいいですからわかる範囲内で教えてください。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 国民健康保険の広域化の関係の研究会の関係でありますけれども、お話ありましたように、横手市長、それから大仙市長なんかも非常に、保険財政共同安定化事業で拠出が非常に多いというようなことで、そこら辺も含めて、どういう負担のあり方を研究しようかということで、広域化研究会を立ち上げて実施をしております。昨年の7月に、県内の25市町村、それから県、それから国保連合会が入りまして、県の国民健康保険連合会の広域化研究会というのを立ち上げてございます。昨年度いっぱいいろいろ担当ワーキングチームをつくって、それぞれ今までの全県内の医療費の状況だとか保険税の状況だとか、あるいは基金の状況だとか、国保の財政の関係をすべて洗い出しをしながら、取りまとめを現在してございます。早々に報告書をつくるという形になっておりますが、現段階でちょっと考えられているのが、広域化による収納体制とか、それから保健事業の有効性だとか、それから現行の保険税がどうしても統一をすると高くなる市町村も出てくるというような分析もされているようでございますし、それからそれぞれの保険者によって本市のように法定外繰り入れをしている町村もあります。ですから、そこら辺の取り扱いも含めてどういう方向性を出すかということで、ただいま担当のほうでは議論して報告書をまとめるという形の段階まで来てございます。

以上でございます。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） ぜひともできたら開示してくださいね。お願いしておきます。

それから広域化にとってどうしても必要不可欠なのはやっぱり県の先駆けた動き、覚悟だと思えます。そういう部分の中で、去年の5月19日の国保改正によって、保険財政共同安定化事業の内容を都道府県単位で決めることができる条件を盛り込んでいるんですね。でも1年間何も私から見れば県の動いた様子が見えないと。平成18年度からこの事業の流れを見てみると、余りにも県内市町村間での不平等さがある。保険財政共同安定化事業のその負担の緩和や広域化に向けて強く県に訴えていくと、市長先ほどもおっしゃいました、県に訴えていくと。そういうことによって、今現在県はどのような形で、どのような考えでおられるのか、そこの中身について知っている範囲で教えていただけますか。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 県におきましても、国のほうで、ご案内のように後期高齢者医療制度含めて国民健康保険全体をどうしていくのかということで議論がされておまして、その中でいろいろ検討されてきた中で、県においては広域計画をつくりなさいという形になってございます。県のほうの最終的なお話ですけれども、広域化の関係については、今それぞれ市町村、県入って、連合会も入って、広域研究会を立ち上げて、るる検討しているわけですが、そこら辺について検討結果を待って、対策を講じたいというような広域化計画の内容になってございます。

いずれにしても、この保険財政共同安定化の取り扱いにつきましては、ご案内のように医療費制度改正全体が、後期高齢者医療制度を25年から廃止して国保のほうにまた戻すというような計画、国のそういう考え方、最終的には国保については県の一本化ということを平成30年ということで、厚労省含め

て国のほうではそういう形で進んできたわけでございますけれども、ご案内のように震災含めていろんな関係で、25年度からの後期高齢者医療制度の廃止の関係については、国のほうの予算の中に電算システムの関係だとかも盛られていないような状況になってございますので、ある意味、日程的には相当おくれてくるのではないかというふうに思います。ですから、ただいま当面の話として、保険財政共同安定化の一定の不均衡といいますか、出しっぱなしの市町村があるとか、もらいっぱなしの市町村が継続して、制度が5年間あれば、ある程度高くなったり低くなったりということで平準化をされていけばという形の中でこの制度がつくられたわけですが、なかなか本県の場合はそういった形での当初ねらいとした部分がないと、結果を見ると。そういうことを含めて、医療費に対する2分の1、あるいは被保険者に対する2分の1の拠出のスタイルとっているわけでございますけれども、この医療費の分についての拠出の仕方の調整、あるいは国のほうではそれぞれの保険者の所得の関係なんかも加味しながら、この保険財政共同安定化の拠出金について考えることができますよという形で、非常に柔軟な形になってございます。ですからぜひそこら辺も含めて、研究会の結果を待って、県とも協議しながら、ぜひ改善できる方向で頑張ってもらいたいというふうに考えていますので、よろしく願いをいたします。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 私の一番嫌いな鐘が鳴りましたんで、あと5分しかないんですね。

県の動きが鈍いと、切迫しているんですね、気持ちの中で。いろんな思いの中でいる、その尻を押してですね、当市が正直、継続して何とか高度医療等払える、それこそ保険料、これを目標にして、先頭に立って頑張ってください。

それから一つだけ、これどうしても今回聞いておきたいと、先ほど確認しました。5分以内で短くやれば大丈夫だという議長の話ですので、この限度額、限度額において、この限度額を見ていくと、今1万5,714世帯の中で、限度額世帯が350世帯余りですね、介護分から何から含めて、種々ありますけれども。それが平成18年が介護納付金において1万円上がっています。それから平成19年のが3万円上がっています。これは医療給付分として。それから平成20年も上がっています。それから平成21年、平成22年、そして先ほど平成23年、これも含めて4万円上げました。だから、毎年上げられているんですね、限度額。そういう中で中間層を負担を軽減すると言いつつも、この横手市の経済基盤の中で、数字がひとり歩きしているだけで、本来の意味の限度額と言われるような富裕層がいると思うのか。要するに所得のない部分については、法定減免なりなんなりさまざまな部分の中で仕組みはあるんですけども、限度額という部分の中で本当に手をかける、あるいは思いを入れるという部分の中でなくていいのかなという思いがあるんです。毎年このように上げていっていいのか。市長、そのところ見解をひとつお聞きして質問を終わりたいと思います。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 委員お話しありましたように、国民健康保険のいわゆる課税限度額につきま

しては、ここ数年、毎年上がってございます。前回の議会の中でも申し上げましたけれども、国の考え方というのは、国民健康保険の限度額を超える世帯を4%以内に押し込むというのは、従来の考え方から来ておりましたけれども、今はその4%という考えにとられることなく、いわゆる社会保険の負担限度額の最高額、93万円、それから介護納付金入ると103万円くらいになるんでしょうか、その金額に国保のいわゆる限度額を持っていくという考え方で毎年、何と申しますか、引き上げをしてくれている。厚労省は来年も引き上げるといふように言っておられます。ただ、議員おっしゃるように、社会保険の限度額の標準報酬月額というのは月額百数万もらっている方なんですよね。今の国民健康保険の負担限度額に到達する所得の方というのは500万前後の方々でございまして。そういった意味では大きな開きがありますので、一定程度所得のある方については、非常にそういった意味では、負担感というのはあるのかなというふうに思っておりますが、ただ、これにつきましても、国のフレームの中で国民健康保険財政がいろんな、国の、何と申しますか、そういった部分で運営されていることとございまして、調整交付金の問題ですとか、特別調整交付金の問題等にも非常に、いろんな国のほうに新設する際に問題等もあります。ただ、いずれにしましても、中間層含めて、その方々の課税を和らげるという考え方で引き上げをされているということについては、私たちも理解をしているところでありますし、ただ、できるだけそういう形の高所得者で、国保の場合は高所得者でない方々がという負担感が強いのではないかとこの気持ちは持っております。

以上でございます。

○塩田勉 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 土田百合子 議員

○塩田勉 副議長 4番土田百合子議員に発言を許可いたします。

4番土田百合子議員。

【4番（土田百合子議員）登壇】

○4番（土田百合子議員） 皆様おはようございます。4番公明党の土田百合子でございます。

一般質問に入る前に、故石山米男議長に対し、心からご冥福をお祈りいたします。

議長からいただいた真心の励ましを胸に、勇気を持って一つ一つ課題に挑戦することを誓います。

仏法の法華経では、生命は永遠であると説かれております。いましばらくの間、安らかにお休みください。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

東日本大震災から3カ月が過ぎ、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0という1000年に一度の大震災に見舞われ、幾つもの町が津波の被害を受け、亡くなった方々が1万5,000人、いまだ行方不明者が8,000人を超え、避難者は9万人に及ぶ状況にあります。被災された皆様に心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

昨日、復興基本法が成立し、公明党の提案である復興庁の設置、復興債、復興特区が法案に明記されました。1日も早く被災者の皆様の生活が安定できますよう、心から願っております。

さて、私は5月19日に、東京の国分寺で行われましたNPO法人多摩住民自治研究所主催の議員学校に参加いたしました。そこに、立身さんも参加しており、全国から集った100人を超える方々と受講してまいりました。大震災に対する講義で難しくもありましたが、学ばなければ今回は一般質問できないといった感情に駆られ、参加したものであります。

その後早速仙台市内の親戚、同級生、友人など被災地を回り、5キロも離れたところまで津波がやってきたことなど、現地に足を運んでみなければわからない貴重な体験を聞くことができました。

また、5年間にわたるボランティア活動のアルミ缶回収で、被災地に車いすを3台贈りたいとのルネッサンス会の思いを受けて、6月7日に陸前高田、大船渡、釜石を視察してまいりました。報道で知るとは違って、津波に一瞬にしてすべてのものが破壊されてしまった悲しみの中で、復旧、復興が行われていることを実感し、認識することができました。何か私にできることがあったらどんなことでもお手伝いをしたいと思った次第であります。

今回の大震災で、秋田県の被害は最小限で済んだとはいえ、いまだ余震が続く中、市民の生命と財産を守るため、次の7点について質問したいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

1点目に、平成18年に作成された、横手市地域防災計画は、1896年の千畑町、大曲市等の仙北平野の中央部に大きな被害をもたらしたマグニチュード7.2と、1914年の横手盆地とその西の雄物川流域を中心に被害をもたらした地震マグニチュード7.1、予想震度は6強の想定で策定されております。このたびの東日本大震災はマグニチュード9.0を踏まえて、災害の予防から応急対策、復旧までの当市の防災計画の見直しについてのお考えをお伺いいたします。

2点目に、災害時要援護者の支え合いマップ作成についてであります。

市長の所信説明でも、災害時に自力で避難できない要援護者の方々を対象とした避難計画について触れておりましたが、今回の地震で、寝たきりの高齢者を抱えている人たちは、逃げるできない状況にあります。もっとかわいそうなのは、ひとりベッドの上で助けを呼んでもだれも来てくれないといった恐怖におびえていたことでしょう。このようなことから、1日も早い支え合いのマップの作成が望まれます。災害時の避難の集合場所や、指定避難場所の経路、危険箇所、防災施設などを記入した上で、要援護者と支援者の所在地を記入するといった具体的な支え合いのマップの作成で、より実効性のあるものにしていただきたいと思います。

今回ほど災害時の住民による見守りネットワークの体制が必要であると感じた次第であります。地域のコミュニティーがもっとしっかりしていればと思いますが、現実には周りも高齢化が進み、若い人たちが働きに出かければ、大半の高齢者は1人で過ごしている状況にあることも配慮してほしい点であります。

災害時要援護者の支え合いマップ作成についての当局のお考えをお伺いいたします。

3点目に災害時の避難場所への自家発電機設置の提案についてであります。

1つに、現在小・中学校の体育館が避難場所の指定になっておりますが、住民が避難できる態勢になっているのかお伺いをしたいと思います。

2つ目に3.11の大震災で断水と停電、燃料不足等で大変な思いをいたしました。その反面、久しぶりに家族全員がそろって、火の気のない真っ暗な中で湯たんぽを囲んで過ごした夜のことを生涯忘れることはできないでしょう。電気が使用できない不便な生活がもう少し長く続いていたら、日常生活はどうなっていたでしょうか。私の近くの交流施設には数人の方が避難し、大変に親切にいただいたことを感謝しておりましたが、せめて避難場所に指定されているところには、自家発電機を設置し、対応してほしいと提案したいと思います。

また、今後の備蓄物資と保管場所の考えについてもあわせてお考えをお伺いいたします。

4点目に、災害時の通信体制の整備に衛星ブロードバンドの導入の提案についてであります。

県においては、衛星通信を県総合防災課に統制局を設置し、市町村の防災機関との間に衛星中継車を配備し、的確な対策を支援しております。このことにより、県と市、地域局の連絡体制については何ら問題はなかったようであります。ただ、地域局から避難場所、または民生委員さんの連絡等については、通信が繋がらず、一人一人に連絡に回ったと伺っております。

提案の衛星ブロードバンドは、災害時でも地上の影響を受けにくく、ケーブル脱線がなく、アンテナの設置スペースがあればどこでも可能で、初期費用30万円で、ランニングコスト月3,500円と低額なのが特徴で、緊急避難場所となる小学校や災害時対策本部で利用されているようであります。

災害時の通信に有効な衛星ブロードバンドの提案についてお考えをお伺いいたします。

6点目に、被災者支援システムの導入と運用についてであります。

阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市が、被災者のために必要な支援策を集約し、開発したものであります。被災者の被害状況や避難先などの基本情報を一元化し管理することで、罹災証明書の発行がスムーズに行われるほか、緊急物資管理や倒壊家屋管理など、さまざまな行政業務に力を発揮することができます。現在、財団法人地方自治情報センターが管理し、導入希望の地方自治体には無償で提供しております。今回の震災で、各自治体による災害時の被災者支援のあり方が大変問われており、平時から被災者支援システムを整えるなど、災害時に住民本位の行政サービスが提供されるような体制づくりが必要と考え、被災者支援システムの導入を提案したいと思います。当局のお考えをお伺いいたします。

6点目に、放射線の人体への影響についてであります。

県内においては、3月12日の福島第一原子力発電所の事故発生以来、秋田市健康環境センターと湯沢市保健所で、空間の放射線量が測定されております。湯沢市保健所の測定状況を視察してまいりましたが、1日3回放射線量を測定しており、0.05マイクロシーベルトを推移しているところを確認いたしております。秋田市に比べると、約0.01マイクロシーベルトが少し高くなっているようであります。人体への影響はないと言われておりますが、事態が長引くおそれがあり大変に不安が広がっております。特に、子どもたちへの影響が心配といった声が聞こえてまいりますが、当市の対応と、不安を払拭するために放射線量を測定する機器の設置を要望したいと思っておりますが、当局のお考えをお伺いいたします。

7点目に、このたびの大震災から復興に至るまでは長い時間がかかるものと思っておりますが、被災地への今後の支援についてお伺いをいたします。

当市においては、震災支援対策本部が中心となり、被災地への支援や被災地からの避難者の受け入れを全力で取り組んでいただき、心から感謝申し上げたいと思っております。

このたび、県南NPOセンターでも被災地への派遣ボランティア登録を呼びかけているとのこと、大変喜ばしいことであると思っております。ただ、気になることは、例えば釜石に行くにしても片道3時間ほどかかりますが、中間地点に拠点を置き、活用することができれば、少しでも復旧が進むのではないかと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、大きな2番の認定こども園についてであります。

この項につきましては、平成18年3月と平成21年6月の定例議会で一般質問いたしておりますが、なかなか進展が見られず残念に思っていましたところ、今議会において保育所整備計画の見直しについての説明がございましたので、再度、一般質問するものであります。

県では認定こども園を目指す幼稚園、保育所に対し、情報提供等を行うサポート事業が実施されておりますが、当市の取り組みをお伺いいたします。

これで一般質問を終わります。ご清聴大変にありがとうございました。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目の横手市防災計画の見直しについて7点お尋ねがございました。お答えを申し上げたいと思っております。

まず、1点目でございますが、現行の防災計画、議員もご指摘ございましたとおり、マグニチュード7.2の大地震モデル、同じく7.1の強首地震モデルを想定して策定されておるところでございます。計画策定から5年目に当たり、今年度が見直しの時期であります。国や県でも大幅な見直しを行うため、専門家による検討を進めているところでございます。横手市でも今回の震災を受け、想定外の災害を視野に入れた対策が必要でありますので、国や県の指針を待ちながら見直しを進めてまいりたいと、このように思う次第であります。

こうした状況であります、市民の皆様への情報提供や、職員の初動態勢については、今回の教訓を受け、早急に対応してまいりたいと思います。

まず、職員の初動マニュアルについては、現行の100ページ余りの冊子を見直すとともに、常時携行し活用できるポケット版を作成、配布し、迅速、的確な対処ができるよう、徹底してまいりたいと思います。

市民の皆様には、地震への備えと、万が一の際の対処方法を簡潔にまとめたパンフレットを作成し、市報に折り込んで配布することとしていたしております。

2つ目の、マップ作成についてでございます。

議員ご提案の要援護者のための支え合いマップづくりは、現在、市社会福祉協議会が各地域の福祉センターごとにモデル地区を選定して事業を進めております。これは、災害時における要援護者の安否確認や避難支援だけでなく、日常の見守り活動もあわせた、地域住民によるマップづくりであります。市が策定を進めている災害時要援護者避難支援計画ともつなげる実効性のあるマップとなるよう、市社会福祉協議会と連携をして取り組んでまいりたいと思います。

3番目に、自家発電機の設置の提案についてでございます。

これにつきましては、今後、年次計画で進めてまいりたいと考えておりますが、165避難所あるわけですが、それと福祉施設すべてへの配備は維持管理の観点からも現実的でないため、施設への適切な配備を行うための検討もあわせて進めてまいります。

なお、秋田県でもこの6月県議会に避難所へ発電機を配備する事業を提案しており、こうした事業もあわせて計画的に進めてまいりたいと思います。

災害備蓄についてであります、この震災時までは、毛布など各地域局に備蓄をしておりましたが、災害対応や被災地支援のため、5月末までは南庁舎の講堂に一括して管理、配布しておりました。現在は旧十文字西中学校校舎にすべて保管しておりますが、今後各地域局にも備蓄品の分配を行ってまいりたいと思います。また、今回の震災で配布した給水用ポリタンクについては、再備蓄の経費を補正予算案として経常しているところであります。今後も今回の教訓を踏まえ、8地域それぞれに計画的に備蓄を行ってまいります。

なお、医薬品については、2つの市立病院では常時3日分を備蓄しておるところであります。

なお、食料品や粉ミルクなどについては、賞味期限などの制約があるため、取り扱い業者との災害援助協定などに基づき、流通備蓄で対応してまいりたいと考えております。

4番目の、災害時の通信体制についてのお尋ねでございました。

衛星を利用いたしました通信システムは、秋田県総合防災情報システムのネットワークとして、各地域局庁舎と消防本部に衛星電話が設置されており、今回の震災でも地震直後には通信手段として活用されたところであります。

また、被災地とは衛星携帯電話で通信が確保され、災害時の有効性が確認できましたので、今後は電

力確保とあわせて衛星電話の配備、拡充など、災害時における有効な通信手段を検討してまいります。

5つ目の被災者支援システムであります。大規模災害時における被災者情報を一元的に管理し、支援サービスを迅速に行うためのツールとして有効であると感じております。現在、災害により電算システムに壊滅的な被害を受けた際のデータのバックアップ体制や、システム復旧方法等に関し、検討を進めているところであります。今後、システム復旧全体計画とあわせて検討してまいりたいと考えております。

6つ目の放射線の人体への影響についてでございます。

県内におきます放射線測定、県が文部科学省の委託を受けて秋田市の健康環境センターにおいて空間放射線量、これは、大気中の放射線量であります。これを通年観測いたしてございまして、3月12日の福島第一原発事故発生以降の観測結果は、0.032から0.054マイクロシーベルト毎時で推移いたしてございます。また、議員からもご指摘ございました、3月16日からは、秋田県の南の玄関口であります湯沢市の雄勝地域振興局庁舎においても空間放射線量の観測を開始し、0.05マイクロシーベルト毎時となっております。さらには6月9日から毎日1回、健康環境センター及び雄勝地域振興局において地上高1メートルの高さの空間放射線量の測定も実施いたしてございます。これらすべての観測結果は本県の通常のレベルである0.022から0.086マイクロシーベルト毎時の範囲内であり、健康に問題のないレベルであると報告をされております。

さらに、水道水と降下物についても3月18日から調査を実施しており、ともに放射性物質であるヨウ素、セシウムは検出されてございません。

牧草については、5月14日に県内5カ所、内訳を申し上げますと、鹿角、北秋田、大潟、大仙、湯沢で調査しており、農林水産省が設定した暫定許容値を上回る値は検出されてございません。

このような秋田県の測定結果から、横手市の放射線の影響については、現段階では特に問題はないと考えております。しかし、この放射線の問題につきましては、一部の市民の方からも不安だという声が寄せられております。議員のご提案である放射線量を測定する機器の配置につきましては、現在県において、放射線の測定箇所を増やす検討に入っておりますので、横手市に設置するよう県へ要望してまいります。

7番目の、今後の被災者支援についてでございます。

これにつきましては、地震直後の緊急消防援助隊や避難所支援などの職員派遣と、支援物資搬送は5月中旬でひとまず終息いたしました。現在、釜石市へ支援物資の管理、配布のため、職員を3名ずつ派遣いたしてございます。これについても釜石市の方針により、6月いっぱいでの終了の予定であります。

これまでも、市の機動性を生かし、釜石市の要望に迅速に対応するほか、避難者の元気回復事業など、独自の取り組みも行っているところであり、今後も被災者のニーズにおこたえする形で、息の長い支援を行ってまいりたいと考えております。

ボランティアへの支援につきましては、これまでどおり、県と市の社会福祉協議会での活動をサポー

トしてまいりたいと思います。

大きな2つ目の、認定こども園についてでございます。

平成20年度から県が実施している認定こども園サポート事業は、幼稚園や保育所等が認定こども園に求められる質の高い教育、保育内容や、小学校との連携及び子育て支援等の充実を図り、地域における就学前教育の核として機能できるよう、指導、助言や情報提供などを行うものでございます。

平成23年度は、県内8施設で実施が予定されており、本市においては、十文字地域のこひつじ幼稚園が該当になっております。

なお、現在国では、平成25年度の導入を目標に、認定こども園などの見直しを含む、新たな幼保一体化制度について検討を進めております。

このような状況から、来年度においては、公立保育所の中から1施設を選定し、モデル的に認定こども園サポート事業に応募できるよう取り組むとともに、幼保一体化の対応にも滞りなく準備を進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○塩田勉 副議長 4番。

○4番（土田百合子議員） 大変に前向きな答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。非常に前向きだったので、何かちょっと頭のほうがぼうっとしてあれなんですけれども、ぜひ今市長が申し上げられた一つ一つをどうか実現できるようにお願いしたいと、このように思います。

ただ一つ、認定こども園についてでありますけれども、25年度、厚生労働省と一元化に向けて進んでいるわけなんですけれども、例えば来年度、1施設応募していくとすれば、どこの施設を検討させているのかをまずお伺いしたいと思います。

○塩田勉 副議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 認定こども園の関係でございますが、まだ具体的にはこの場所というふうなことは、現時点では決まっております。いずれ大きな施設を私どもとしては考えていきたい、そしてまた、その中でそのほかの公立の保育所の先生方にもぜひ見ていただくような場面を考えてまいりたいというふうに思っております。

○塩田勉 副議長 4番。

○4番（土田百合子議員） ありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

最後にですけれども、FM放送の告知ラジオのことでちょっとお伺いしたいんですけれども、それはいつごろの配布になるか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○塩田勉 副議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 今、市内に8基FMの中継局を工事しておりますが、それが大体年内に完成させたいということで、年度内には告知ラジオ、予算に応じた分について今年度分を配備したいということを考えています。

以上です。

○塩田勉 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間を1時10分といたします。

午前11時37分 休憩

午後 1時10分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木村清貴議員

○塩田勉 副議長 1番木村清貴議員に発言を許可いたします。

1番木村清貴議員。

【1番（木村清貴議員）登壇】

○1番（木村清貴議員） 新風の会木村です。

去る3月11日に起こった大震災は、まさに未曾有の国難というべきものになってしまいました。2万人を超える死者、不明者の方々に哀悼の意を、また、辛うじて命が助かっても、仕事、家、家族、友人などを地震と津波によってなくされてしまった被災者すべての皆さんに、私からも心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興を願うばかりであります。ただ、この非常時に、被災地の惨状を二の次にし、相も変わらず政争を繰り返すばかりの国会にはあきれ、落胆と怒りを覚えるばかりであります。

さて、震災関連、防災対策に関しては、ほかの議員の一般質問に譲りますが、私からは、ただ1点伺います。

数年前、私はある席で市長に、この国の大都市一極集中のひずみはいつか必ず来る、企業誘致はすぐには無理だろうから、中央省庁の一部を秋田県に持ってくる運動をしたらどうか、そのほうが企業誘致へつながるのではないかと話したことがあります。市長はどうにお忘れかもしれませんが、今この大震災をきっかけに、にわかには大都市一極集中の危険性がクローズアップされてきております。日本海側のインフラ整備を訴えるだけにとどまらず、人、物、金、企業、中央省庁、国会すべてを関東圏に集中させてしまっているこの国全体のリスクを分散すべく、首都機能の分散を訴え、今こそ他の自治体の首長とともに連携し、出席される全国市長会、東北市長会等、各種の会議で声を大にして主張していくべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

さて次に、今回の一般質問の主たるテーマに入らせていただきます。

近年、我々地方議会に対する国民、市民の視線は、大変厳しいものがあります。今年春の統一地方選前にある全国紙で報道されたように、提出議案を修正しない、議会側から提案しない、議員個人の議案への賛否を公開しない、これを3つがない議会、三ない議会、だめ議会三冠王と呼び、全国都道府県と

市区町村の合計1,797の議会のうち、653が該当したと報じられ、一部は名指しされました。国の下請機関のように業務の七、八割を国の機関委任事務の執行に費やしていた自治体と、機関委任事務について審議権も条例制定権も予算の減額修正権も持たなかった時代の議会、地方政治の主役である市長に必要な以上におもねって、地域要望を行政につなぐ口きき議員から意識が抜け出せていない実態が明らかにされたものと思います。

2000年の地方分権一括法により、機関委任事務は全廃され、議会には自治体すべての業務に審議権、条例制定権が認められ、すべてが実質的に予算審議の対象となり、不必要な仕事はなくすることもできるし、予算の減額修正も可能となり、執行機関に政策提言することもできる。加えて、今国会では地域主権改革関連3法が成立し、国の法令による義務づけ、枠づけは見直されることとなり、自治体と地方議会の役割と責任はますます重くなりました。まさに今や、政治の主役は議会でなければならない時代が来たと思います。しかしながら、そういう認識がまだにない議会が全国にこれほど多いことは、私も同じ議会人として大変残念に感じるところです。

さて翻って、当横手市議会の状況はいかがでしょうか。平成17年10月の新市誕生以降、予算案が修正されたのは5回、否決された議案は5件、一方、議会提出条例案は合計15件。しかしながらいずれも会議規則、委員会条例の改正等のもののみであり、政策的なものは1件もありません。これはどう評価されるべきものなのでしょうか。少なくとも丸のみ議会から脱却していることは明らかです。

比較第一党から総理大臣を選ぶことの多い政党政治の国会との違いは、そもそも二代表制をとる地方政治において、地方議会は首長と与党勢力として支えるとか、野党勢力として批判するというような話ではなく、議会という機関が全体で批判的機能を担うというところに大きな意味があります。これが二代表制の基本原理である機関対立主義の意味であり、機関対立主義を持ち込むことで、住民の多様な意見を吸収し、政治的に柔軟かつ可変的な政治を期待する統治の仕組みであります。

地方議員は今、首長と対等な市民代表として市民の目線でどれだけ問題を提起し、立法機能と監視活動ができているのか、この部分が問われてきています。

今、当議会でも市民の負託と期待にこたえ得る議会、開かれた議会にしなければならないという危機感から、議会改革特別委員会の中で盛んな議論が行われております。今後も議会運営のあり方、2004年自治法改正により回数制限が撤廃された定例会のあり方、今国会で成立した改正自治法により上限が撤廃された議員定数の適否、横手市における議員報酬の適否など、多くの課題において徐々に意見の集約が図られるものと期待しております。

一方で、最近、鹿児島県阿久根市、大阪府、名古屋市など、手法は違えども、自分の主張を認めないから議会を解散するというような首長、みずからが地方政党をつくり、市民を先導し、多数派工作しようとする独裁的な首長がいることは、私の意見としては断固として許しがたい。二代表制の根幹を揺るがしていると感じます。また、こういう力の強い首長に迎合するだけの議会では、単に行政当局の追認機関になってしまい、最後は国民市民が議会不要論を言い出すことにつながるということを、議会人

自身が気がついていないのではないかと危惧するところです。

ここで、市長に伺います。

1点目は、二元代表制における市長の考える望ましい市長と議会の関係とはどのようなものか。

2点目、これは既に3月議会で佐藤清春議員、田中敏雄議会改革特別委員長からも質疑があったところですが、議会改革特別委員会において制定に向けて検討が進められている議会基本条例と、横手市が制定に向けて検討を進めている自治基本条例の整合性をどう考えているか。

この2点について市長のお考えを伺うものです。

議場におられる皆さんが十分過ぎるほどご承知のことを、今回なぜわざわざこうして一般質問で取り上げさせてさせていただいたかということ、政党政治の国会と、地方政治は違うということ、さらに、おくれればながら横手市議会も改革に取り組んでいることを、可能な限り広く市民の皆さんにご理解いただきたいと考えるからです。少しでも早く改革を進め、市民の負託と期待にこたえる議会になるよう努力することを誓って一般質問を終わります。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 震災関連についてと、二元代表制についてのお尋ねがございました。

まず、1点目でございますが、震災関連について、首都機能の分散についての意見を求めるということとございましたけれども、これにつきましては、日本が今、改めて地震列島だということが科学的にも明らかになりまして、従来の唱えられてきた学説だとかがほとんど想定が非常に低いということが明らかになった今日においては、想定外という言葉を使わなくてもいいようなことに、あらゆる面で行き渡らなければならないと思います。そういう意味では、浜岡原発を停止したという菅総理大臣の判断は妥当だというふうに私も思うわけですが、それにつけても、東海、東南海等々の地震の確率等々を見るにつけても、やはり日本の国が首都機能だけではなくて、あらゆる面で効率一辺倒で立地されている側面が明らかになったわけでありまして、

今でも、例えば、福島原発は関東の人間のために動いているわけでありまして、そういう意味では東北も完全にその中に組み込まれているという状況を見れば、これは明らかに国難でありますので、日本の国における首都機能もそう、経済もそう、電力もそう、あらゆるインフラ含めたあらゆるものが分散化してリスク回避を図らなきゃいけないというのは、これはあらゆる面からいっても明らかであります。これに対して、異を唱える方については、それ相応の理由はあると思いますが、しかし、国民全般から見れば、首都機能分散を含むさまざまなリスク分散を図ることは至極当然な時代に入っているなと思います。

これについては、今のところは、従来、何年前でしたでしょうか、福島の南、栃木の北、あの辺に首都機能移転するというような構想が盛んに唱えられておりましたけれども、最近に至って、国土交通省にある首都機能分散にかかわるセクションがなくなるというような動きもある中でありますが、しかし、

新たな視点で、あの折りは震災を想定したもので決してなかった、一部あったにしても。そういう意味では、このような大震災を受けて、やはり日本国民がとるべきスタンスは、さまざまなリスク回避を図るような分散立地型日本国の建設と、こういうことになろうかなと思います。そういう意味では、いろんな場面で、首都機能の分散を含めた発言をこれからもしてまいりたいというように思います。

それから2つ目に、市長と議会の関係についてのお尋ねがございました。

望ましい首長と議会との関係はどういうものかというふうなお尋ねでございますけれども、議員ご指摘のあったとおり、私どもの議会は、極めて健全でありまして、そういう意味では誇れるものがあるのかなというふうに思っている次第でございます。これは時々、いろんなところ行ってあいさつするときにこういうに使いますんで、あえて私は、別に自慢をするわけにはもちろんまいらない話でありますけれども、まともだという点では誇れる話だと思います。

そういう中で、そのことはそのことでいいんですが、私ども、住民の皆さんとやはりいろんな団体と接点を持ちながら行政情報提供したり、ニーズを把握するとかという場面があります。そうしますと、我々が市の組織を使って、さまざまな税金を使ってやっている仕事に対してのリアクションがあります。いいことは余り多くないんですが、悪いことについて、足らないことについて、あるいは疑問に思っている、あるいは勘違いしている、これをダイレクトに受けますので、私ども職員も含めてどう考えているか、そういう事態に対して、あるいはどんなふうに改善しようとしているのか、あるいはしないのか、それはどれぐらい時間かかるかというのは説明するいとまがあると、いわゆる機会があるということは言えるわけでありまして、そういう意味では、市民にとっては十万新市になって、行政組織が遠くなった、大きくなり過ぎてというようなことはあるにしても、割と物が言える環境下にある、また、いい意味でチェックできるというふうに思っておられると思います。これは議会のチェックを含めてであります。

しかし、議会について住民の皆さんどう思っておられるか、これについては私もそれを聴取しているわけではありませんで、定かではありません。ただ、我々の経験から言えば、住民の皆さんに我々がやっていることが伝わるのがとても大事だと。それも双方向に伝わるのが大事だと思います。ですから地域づくり協議会行きますと、極めてわかりやすいのは、我々のやっていることを誤解されている話がいっぱい出てきます。だけど言ってもらいとありがたいわけですよ。それは、こうこうこういう経緯で今こうやっていて、ここに問題があつて、ここに可能性があるとかと説明ができる。そうするとわかってもらえる。ただしその方々は15人とか18人とかの地域づくり協議会の委員、限られた委員でありますから、全部それが地域の住民みんなに伝わるということはなかなかあり得ない。だけど我々にしてみれば問題点の把握、そこでできるわけです。それで、それをどのように今度、政策のつくり方だとか、広報のあり方だとかにフィードバックできるわけであります。そういう装置として、装置という言葉、適当じゃありませんでした、地域づくり協議会は機能していると思います、あらゆる団体との出前したり、講座することも含めてであります。そういうことの積み重ねでしか住民の皆さんと、我々行政が信

頼関係積み上げていくことはできないと思っています。新聞に立派な記事を書いてもらうとか、市報に書いてあったからとかと、読んでくれる方がどれぐらいおられるか、それを全部理解してくれる方がどれぐらいおられるかというのはなかなか難しいところがあります。そういう意味ではあくまでも積み重ね、積み重ねでいって完成は多分ないだろうと。エンドレスなものだなというふうに思います。我々としては、そういう関係を議会との間でもつくっているということを、我々の立場から言うと市民の皆さんにはお示しすることではないかなと思います。

議会がどうするかということについては、私から申し上げる立場でないので、それは申し上げませんが、基本はそこにあるんでないかなと思っています。

それから、関連して、2点目の議会基本条例、自治基本条例との整合性についてでございますが、これについては市においても条例の検討委員会、市民検討委員会20名により、組織して動き出しました。おおむね2年をかけてという、やや時間をかけた検討をしようとしたしております。議会においては、なるべく早く議会基本条例をつくりたいというようなご意向のようでありますので、それに向けて意見交換も一度いたしました。これについては、この後も次の機会を設けて意見交換しようということになっておりますので、いろんな意見をその中で闘わせていけたらなというふうに思っているところでございます。

いずれ、我々の自治基本条例は市民と行政と議会、いわゆる市民の、横手市の経営にかかわる、かかわり方についてすべて述べなきゃならないわけでありますので、議会という項目は当然入らなきゃいけないわけでございますので、当然、議会基本条例とのすり合わせというか、すり合わせという言葉は適当でないんでありますが、その辺は必須のことであろうというふうに思っております。そういう意味で、なかなか住民の皆さんのニーズをどういう仕組みで酌み上げて、だれがそれを担って、それを当局がどう判断してどう政策に落として、どう住民にそれを還元していくか、告知、PRしていくかという、この仕組みをどういうふうに担保するかという話でありますので、そういう意味では、なかなか簡単に一言や二言で言える話ではないのかなと思っています。ただ、私ども20名の委員の方で検討委員会立ち上げるわけでありますけれども、そこでの議論の中で、こういうもろもろの問題は全部あぶり出されるだろうと思っています。こういうことについてやはりパブコメも当然するわけでありますけれども、住民の皆さん、いわゆる市民の皆様、我々が条例制定する過程において議論していることはつまびらかにする必要があるだろうと。そういう中で、さまざまなご意見をいただく必要があると思っています。我々がまずやろうとすること、あるいはできることはそこからかなと、そこからスタートになるのかなというふうに思っています。

今の段階で私から申し上げる点はそのようなことなのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○塩田勉 副議長 1番。

○1番（木村清貴議員） 市長に率直にお話しいただきましてありがたいと思いますけれども、やはり感じるのは、これは横手市議会だけではないですけども、一般的な傾向ですけども、さっき市長言わ

れた住民とのいわゆる接点が、どうしても当局側が多いという形。それは議会人である我々の努力が足りないという点もあるんでしょうけれども、両方が政策を競い合ってそれを切磋琢磨するというのが私が考える理想の形なんですけれども、その中で、やはりその機会もそうですけれども、スタッフですね。いわゆる市長と議会側という関係において、率直に申し上げますと、市長部局だけで1,000名に近い政策スタッフと、執行スタッフを持っているわけで、かなり議会側にはハンディがあるというような、そういうことを感じているわけです。そのハンディを我々常にどう克服していくかというようなことを考えて、そのために今議会改革の委員会を当然開いているわけなんですけれども、まず1点は、現在議会事務局には2担当の7人しかおられない。これをやはり今回の改正自治法では法制担当を別の市とかけ持ちで置いてもいいと、そこまでなりましたけれども、横手市の議会でかけ持ちするというのはちょっと考えにくいんですけれども、そういうことも含めて、ぜひ、議会事務局の職員を、本音をいうと倍増ぐらいすべきではないか、まずこれが1点。

それから、我々いかに住民との接点が少ないとは言いながら、これは住民の目線から言うと、常に議員って何やっているのというような批判を受けることが非常に多いんですけれども、実態はかなり走り回っているいろんなことを調査している、研究もしていると、私は思っています。その中で、前も一度どなたかの意見にありましたけれども、月額1万円の政務調査費というこの額が果たして適当なのかどうかと。これはお金の話になると必ず市民から批判を受けますけれども、月額1万円というのはどうなのかなという、この2点を、まず市長側からのご意見を伺います。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議会のスタッフの数の問題でありますけれども、議員も最初の質問の中で触れておられましたけれども、地方議会に求められたそもそもの役割について、今それが相当それではいけないということで今、流れてきているわけであります。我々の行政の事務も全くそうでありまして、国が法律、条例に基づいてやろうとすること、当時は機関委任事務というようなことで押しつけて、もうほとんど自分で物を考えて身銭を切ってやるというような世界でなかったことが、今日の行政組織における、何ていいますか、なかなか住民ニーズに一生懸命対応しようとしていますけれども、いまいち対応できていない体質の根幹にあるというように思っています。

同じことはやっぱり議会にもやっぱり言えるのかなと。やっぱり議会に求められた古典的という言い方は失礼でありますけれども、役割が今、変質していると。これは議員ご指摘のとおりだと思います。そういうときに、そうすると、やはり我々は議案の予算含めた提案権があって、それを認められればそれを執行する権限があって、その責任が生じます。議会は我々の提案に対して否決する権限もある、可決もある。その責任をどのように発揮されるかという部分がなかなかクリアでない。これからにおいては、政策をいろいろ闘わず議会と市長、当局との関係ということになるならば、その辺の整理は一回必要ではないかなと私は思います。そういうことでないと、やはり何ていいますか、同じような政策の検討を、仮に倍という人数はそんなに多い数ではありません。7人のそれは14人、市全体からすれば大し

たことはないかもしれない。しかし、人件費コスト考えると相当なコストであります。そんな瑣末なことも置きながらも、果たして市民の皆さんがそういうふうな議会と当局のあり方でいいというように思うだろうかということが、やっぱり一回これは尋ねてみなければいけないことではないかなと思います。しかし、流れとしてはそういう流れになることは承知いたしておりますので、そういう意味で言うと、伝統的な二元代表制を疑うという議論が出てくるのは、これはあり得る話だなと。

いろんな各地の事例を話されました。大阪維新の会の例も承知いたしておりますけれども、あれなども相当ひどいもんだなと私も思いますが、しかし、それを支持する大阪府民がいるということの事実をどのようにとらえるかということも、これはなかなか簡単な話ではないなと思います。大阪府知事が上手だからとかそういう話ではないと思うんですね。だから、我々の市においてもそういう雰囲気があるのかなのかわかりませんが、しかしそういうところを一回クリアにしないと、通過しないと、単純に政務調査費の話に入りますけれども、政務調査費が非常に少額であるということは、私もそのように思います。しかし、それに何のために、どういう仕組みを構築するために、今までとどう違った関係をつくるためにという、このような説明が、相当理解を得た中で得てもらわないと、なかなか前に進みがたい話ではないか。ほとんど感情ベースの話で飛ばされる可能性がありますので、そういう意味では私はすぐにできるかどうかもちよっとわからないわけではありますが、自治基本条例、議会基本条例をつくるプロセスの中で、何のためにそういう条例をつくって、どんな改革をして、どんな市民にとってのメリットがあるかということをお互い訴える中で、そのために必要なコストをどう説明するかではないかなと思っています。

○塩田勉 副議長 1番。

○1番(木村清貴議員) わかりました。確かにそのように思います、私も。やはり、どうしても、先ほども言いました、市長もそのとおり、今のような議論をたくさんの方が聞いていけば、非常にその一たんクリアにしてという話がわかりやすく伝わるのかなと、私も期待するんですけども、なかなかこのとおり傍聴席も空という状態、こういう状態ですんで、やはりこれはこの議会も何とかしてもうちょっと市民にわかりやすい体制をつくらなくちゃいけないなというふうに私も感じるんですけども、もう一つ、これは全く個人的な意見ですけども、やはり単純な政策の競い合いというようなことを考えますと、やはり1対30という中で、議長亡くなられて29名ですけども、29名のその中で、政策を一つの形につくり上げるというための条件として、こちら側は議員一人一人の執務室をつくったらどうだろうかというような、私は個人的な意見を持っております。今現在は、非常にサロンの議員控室という部分しかないですけども、議員個人個人の執務室をつくったらいかがかと。それはスペースとして今、本庁機能の集約があって各地域局でかなりのスペースがあいています。そういうものの再利用という意味でも、特に、集まりやすいという意味では大雄庁舎とか、それに関してはいろいろな考え方が出てくるのかもしれませんが、そういう空き庁舎の利用、それから机とかいすも私は余っていると思っていますから、そういう意味でそういう執務室を整えて、これもまたしても金のかかる話になって

きますけれども、しかし、私がこういう話をすると、かなり議会側からの要求ばかりに聞こえるかもしれませんが、これからは、政策論議というものに向けていくためには、やはり環境整備も私は必要だと思っていますので、ぜひその辺を検討していただきたいと。

それからもう一点は、これはひとつ、どうも今まで自分たちの案が最高であるというようなそういう意識が強過ぎる方がおられて、それは仕事するにはプライドを持って仕事をしてもらうのは非常に大事だと思うんですけれども、議会側の言う意見を全く聞かないというようなケースがままあったように感じます。これはやっぱり、時には独善的に感じるときもありますし、それから、もっと言うと、議会側の感情論に最後につながってしまうおそれがあると私は思っていますので、当局側にも意識を少しずつ変えていっていただきたいなど、そういうふうに思います。そういうことが、やはり残念ながら議案の否決とかそういうものにつながってしまう。そういうものをやはりお互いに理解と協力というものを積み重ねていっていただきたいとお願いします。

市長の意見、お願いします。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 議員の皆様の執務室という話でありますけれども、これは政務調査費と大いにかかわる話なのかなと思います。いずれ、もし、そういうことを実現しようとするれば、これは大変な市民の皆さんに対するメッセージになるだろうと思います。市民の皆さんが議員の皆さんに寄せる期待感がそこに一気に爆発するわけでありますので、そういう意味ではいいメッセージになるのかなと思います。何となれば、予算がかかるわけでありますので、その目的だとか、それに期待される効果だとかというのは当然明らかにしなければいけない。この議場においても明らかにしなければならない話でもありますので、また、地域づくり協議会に行っても話をする内容であります。これは大変な議論を、いい意味の議論を巻き起こすことになるなと思いました。そういう意味では検討に値する話だというふうには承った次第でございます。すぐ実現できるかどうかという問題は、今ここでは答弁しかねるところがありますが、しかしその試み、取り組み方としては、大変おもしろいというふうに思います。それを機会に、きっかけとして住民の皆さんから議員の皆さんに対するさまざまな熱いメッセージが届けられることだと思いますので、そういうことになるならば、これは十分検討に値することではないかなと思います。

それと、当局の提案の出し方、仕方、あるいは何ていいますか、その十分に煮詰めた客観的なことをベースにした政策提案なのかなというようなことについてのご指摘でございましたけれども、これについては、やはり物によっては謙虚に反省することはあったんだろうというふうに思います。やはりつまるところは、我々には我々の自負がもちろんあるわけで、それは当然なわけでありますけれども、しかしそのことが市民の皆さん、議員の皆さんに理解いただけないというのは、やはり我々の力量不足としか言いようがないわけでありまして、そういうわかっていただける、理解いただけるような、そういう何ていいますか、政策の熟度を高めた部分、あるいは説明する力を高めるといようなことも含めて、我々ができなければいけないということは間違いのないところだというふうに思います。そういう意味

では、我々の内部においても時代の変化が求める、市当局、行政当局のあり方について我々自身も対応できていない部分がまだあるということでございますので、これは率直に受けとめて、そういう我々の体質強化も図ってまいりたいと思います。

○塩田勉 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間を2時といたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齊 藤 勇 議員

○塩田勉 副議長 6番齊藤勇議員に発言を許可いたします。

6番齊藤勇議員。

【6番（齊藤勇議員）登壇】

○6番（齊藤勇議員） ご苦労さんであります。私からも初めに、この本当に未曾有の3.11の東日本大地震、本当に私も陸前高田市、大船渡に行ってまいりました。本当に言葉が出なくて、本当にこの世のものかと、出来事かと思うぐらいの大変なありようでありました。これは日本の社会のありよう、エネルギーにしてもコミュニティー、地域社会にしても、本当に変えなきゃならない、そういう実態を含んだものだと、改めて今思っておるところであります。

その前のいわゆる48を上回る大豪雪、これについて質問いたしますが、私としては第2弾であります。3月も行いました。今回は、その支援策等々の行政効果についてであります。

ご承知のとおり、雪消えとともに予想どおり、あるいは心配のとおり、至るところでチェーンソーが鳴り響いて、手塩にかけた枝を根元から、あるいは幹を切らなきゃならない、そういう痛々しい状況ありましたし、十文字からも、居住の富沢からも、真人山あるいは金峰山のあのふもとが本当に山肌がはっきりと見えるぐらい荒れようといいますが、被害の大きさを物語っておるものでした。今一見といいますか、枝も伸び、葉も茂って、例の例えば真人公園に行く沢口あたりのあの道路、当時は枝で道路に、何ていいますか、振りかかるようなそのぐらいの樹園地が本当に豊富といいますが、豊かでありましたし、ゆっぷるのところから行くあの道路も同じであります。昨日、今日、私、あそこを通りまして、残念ながら本当に閑散とした状況、ですから、あの状況見るだけでいかに被害がひどいかということが言えると思いますし、実は今日、珍しく朝の4時半ごろ起きて、新関・柳原のブドウをまた見てまいりましたし、農家の方の声を聞くこともできました。

今、るる当局は当時から、第1弾から第4弾まで、あれこれと支援策を講ずるということで確かにやっておりますが、しかし、少しこの実施状況見ますと、意外と例えば千何町歩ありますね、1,080町歩

ですか、それだけの面積があります。農家も一千以上とも言われております。そういう中で、事業に対して申し込み、あるいは参加、呼びかけにこたえる形で、例えば消雪剤の散布は95町歩ぐらい、あるいは、樹園地のストックヤード、これも21カ所。あるいは国の事業ですけれども、果樹経営支援対策事業の説明会には、6月10日現在で申し込みが86件、面積にして20ヘクタール。もちろんこれからの秋植え等もありますけれども。確かに例えば樹園地復旧再生対策、これは例のチェーンソーで切った場合の傷口、これを保護する薬剤、腐乱病防止ですか、これは非常に申し込み多いんですけれども、裏を返せば比較的安いんです。ですから、そういう意味では、気軽に簡単に申し込みあります。そういうことで、1,000件を超えています。これ以外は本当にいわば振るわない、せつかくの事業説明会でも案内でも振るわないというのが実施の状況であります。

したがって、今回の一連の被害に対する当局の支援がどれほどの行政効果があったのか。予算的には1億9,000万円ほどの予算をつけておりますが、どれだけのいわば実効性、役に立ったと、そういう実際の声があるのかどうかという、この点をお聞きするものであります。

2つ目の、国民健康保険制度についてであります。

先ほどの18番議員への市長の答弁でも、やはりなかなかこれは大変だと。制度疲労、このようなことも言っておられます。ある意味そうではありますが、しかし、国民にとって、横手市民3分の1以上の世帯があるこの保険、本当に頼りであるわけでありまして。しかし、高過ぎる保険税、今全国どこでも大きな問題になっております。ざっとですけれども、所得200万円台で30万を超える大変な負担、税負担であります。そして生活困窮、あるいは経営難等々で滞納せざるを得ない、こういう方々は全国でも436万世帯、実に全加入者の2割。そういうことから、無保険になってみたり、あるいは正規の保険証を取り上げられる、そのことによる医療機関への受診がおくれて死亡したという、そういう事例も全国民友連という調査では71人という方もいるという深刻な事態が広がっております。

もちろん、当局も、当市も含めて、多くの市町村が保険税の引き上げをできるだけ抑えるために、議論もありましたように、一般会計から国保に繰り入れをしております。しかし、何せ大もとの国の持ち分の国庫負担金が、今ではあれこれと減りに減って24%台、ここまで落ちたために、自治体やあるいは加入者本人の負担が実に1.6倍、大変な負担増になっております。

そこでひとつ、3つくらいに分けて質問しますが、やはり今回措置は、税率では据え置き、額面で3,800円ですか、の減額がありました。それ自体は私は一定の評価をするものですが、何しろこれまでこの間重い税、その負担のために、やっぱりお医者さんに行けないという事態が相当程度広がっていると私は見ております。受診抑制が起きて結局重症化、重篤化を招いて、最後に行けば、大変な医療費、これがかかるわけで決して当人も、自治体としても、運営主体としても、好ましい状況でないことは明瞭であるわけでありまして。ですから、私は税率据え置きが精いっぱいだというような感じを持ちますけれども、ちょっとあえて言いますと、黒字決算、2億何がしかの黒字決算もあります。そういうことからしても、私はやっぱりまさに今は単なる健康保持ではなくて、命そのものも危ぶまれる状況が

ありますので、やっぱり税率を下げて、そして住民の暮らしと健康を守ると、命と暮らしを守るというふうな決断が市長には求められているのではないかというふうに思うわけで、やはり引き下げに転換すべきではなかったのかということでもあります。

2つ目には、資格証明書についてであります。

これは、今、前段言いましたように、予期もしないリストラ、あるいは慢性化のバイトみたいなそういう低収入、それから災害等によって、やはり対応せざるを得ないという状況、残念ながら続いております。1年ですか、滞納があれば短期保険証から資格証明、単なるこれは住民票のようなもので、これが交付されて、結局お金がないわけですから払えないということの循環を生んじゃって、今言った受診抑制につながる。そして医療費の増嵩を招いて、やっぱり不幸にも、管内わかりませんが、死亡にもつながる、あるいは重篤化を招くという、そういった悪循環があるのではないかというふうに思います。ですから、これについては、今やっておるようですけれども、何とかしてもっと分納など、きめ細かく相談にも乗っていただいて、短期保険証、これに変えるあたりが私は妥当だと思いますし、切に求められているのではないかというふうに思います。この点ではどうかということでもあります。

3つ目には、滞納整理機構についてであります。

今年度からですか、職員を連合会に人員派遣しているということで1名のようにすけれども、これまでも滞納処分、滞納徴収業務から業務をしてこれまでも対処してきたようすけれども、この滞納整理機構へのいわば委託といたしますか、引き継ぎ事業とされるのかどうかという点であります。この点の具体的な状況を聞きたいわけであります。

一部話によりますと、学資保険、子どもの養育のために一生懸命努めながらも将来に備えるという、これもひとつ何といたしますか、差し押さえの対象にもするような、あるいは家財道具、そして子ども手当、これなんかは所得制限、現在ないわけで、ですから若干要因さまざま形態あると思いますが、この点でもいづれ家族でいわば今、子どもを支える、国保世帯なんかはみんなで支えるという状況ありますので、ですから世帯個人に対する基本的な課税でありますから、みんなで何とかして子どもをあるいは孫を養育する、そういう思いで、いわば保険でもいろんな若干の預貯金もやっているわけですから、その点など実際面どうなのか、そして、やはり生計費への差し押さえ、これは税法上等、問題等ありますが、実際どうなのか、そして今後どうやっていくのかと、このことを問うものであります。

以上であります。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点のお尋ねがありましたが、まず1点目の豪雪被害とその支援策についてのお尋ねでございます。

今冬の豪雪による被害、果樹被害、所信で申し上げましたとおり、27億8,000万余り、甚大な被害となったところでございます。市では果樹産地の復興を目指しまして、果樹農家の要望など踏まえ、これ

まで融雪剤の散布支援から防除薬剤の購入助成まで、約2億円の市単独の支援策を講じてきたところでございます。支援策のうち、3月の雪害支援ボランティア作業では延べ406人により、38ヘクタールの樹園地で枝を雪から掘り起こす作業などを行っております。さらには緊急雇用事業を活用し、樹園地内の折れた枝の撤去作業を、延べ1,117人の新規雇用者により行ったところであります。

こうした支援策により、大多数の果樹農家は営農を継続している状況にありますが、高齢者や後継者のいない方の一部には残念ながら栽培をあきらめざるを得ない方も出てきている状況であります。今後は販売収入が減少することが懸念されますので、資金面と産地としてのマーケティング対策を検討し、単年度に終わることなく、産地復興に向けた息の長い支援を行ってまいりたいと考えております。

また、現在、市内の全果樹農家を対象に果樹基本調査が実施されておりますが、この調査から得られたデータは優良品種への作付誘導などの生産振興や、販売、マーケティング対策、さらには加工分野など、農工商が一体となり果樹産地を活性化していく6次産業化に向けて活用してまいりたいと考えております。

大きな2つ目に、国民健康保険制度についてのお尋ねがございました。

この中の1点目、国保税の引き下げについてでございますが、これにつきましては、国保税、今さらながらでありますけれども算定に当たりますと、まず医療費等の歳出額を求め、国・県などからの歳入を差し引いて、残りの額を国保税に求めるもので、国保税に求める額が先に決まり、その額を所得や被保険者数等で案分して税率を算出するものであります。

国保財政につきましては、加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、景気の悪化による所得の減少など、厳しい状況が続いておりますが、当市では国保財政健全化計画を策定し、昨年度は計画に基づいた一般会計からの法定外繰り入れなどを行い国保税率の急激な上昇の抑制に努めたところであります。

今年度の税率算定に当たっては、平成22年度からの繰越額が約4億8,000万円になる見込みであることや、2億2,400万円の法定外繰り入れを実施することなどにより、税に求める額が昨年度に比べ、1億3,000万円ほど減少し、医療給付費分と後期高齢者支援金分の税率について昨年度と同じ税率で試算したところ、必要とする額との差額が約650万円であったことから、不足額を予備費で対応し、税率を据え置くことといたしました。

なお、課税対象世帯の所得が減少していることから、昨年度と比較した1人当たりの課税額については、医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計で3,581円の減、介護納付金で2,567円の減となっておりますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

次に、資格証明書を短期被保険者証とするのが妥当でないかというご質問でございますが、資格証明書の交付につきましては、税負担の公平性と健全な国保財政の運営を図るために法律で定められております。その目的は、国保税を滞納している世帯主と接触する機会をできるだけ確保しながら、納税相談や納税指導を行い、収納対策を適切に行うことにあります。交付に当たっては資格証明書等の交付要綱

に基づき、対象世帯の家族や所得の状況、医療機関の受診状況、滞納に至る特別な事情の有無などを十分調査した上で、被保険者証返還等審査委員会の審査を経て交付しております。滞納者に義務的、機械的に交付するのではなく、担税力があるのに納税に応じない方、納税誓約をしているのに履行していない方など、誠意の見られない方に交付しているものであり、交付後も、世帯状況の変化などを把握するために対象世帯への訪問を実施しているところであります。

ご質問の低所得などにより、税の負担が困難な方などに対しましては、国保税の軽減制度や減免制度があり、また、リストラにより失業された方には平成22年4月1日から国保税の算定に当たり、給与所得を3割として計算する軽減制度も行われておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

この項の3番目の滞納整理機構についてでございます。

これにつきましては、ご案内のとおり、滞納整理の推進と、市町村の徴税吏員の滞納整理にかかわる技術の向上を目的に、平成22年4月に設置されました。本市では、滞納者への督促、催告、納税交渉、納税相談、必要に応じて預貯金の差し押さえなどを実施し、収納率の向上に努めているところでございます。しかしながら、十分な収入や財産があるにもかかわらず、納税意識が希薄で、再三の催告や差し押さえ予告に対して連絡もなく、納税相談にも応じないいわゆる悪質な滞納者につきましては、滞納整理機構に引き継ぎし、滞納整理を行っております。

昨年度は7名の案件、滞納額合計いたしますと1,522万3,000円でありましたが、この案件の引き継ぎをいたしまして、財産等の差し押さえや納税誓約を取りつけるなど、効果を上げておるところであります。

今年度は市から職員1名を派遣するとともに、26名の案件を既に引き継ぎいたしました。今後にも必要に応じて機構への引き継ぎを継続していく予定であります。

引き継ぎ案件には、滞納整理の効率を考え、横手市から秋田県内の他の市町村に転出した滞納者も視野に入れ、進めていく考えであります。

生計費につきましては、国税徴収法に、差し押さえ禁止財産として定められておるものは差し押さえを行いません。生活に欠くことのできない衣類、寝具はもとより、給料等についても一定の金額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができません。また、社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当及びこれらの性質を有する給付は、給料などとみなします。生活保護法、身体障害者福祉法などに基づき、公的な保護、援護として支給された金品やその金品を受ける権利なども差し押さえ禁止財産となっております。なお、世帯員に対する滞納処分でございますが、国民健康保険税は世帯主課税であり、納税義務者は世帯主となります。したがって、滞納処分の対象は世帯主のみとなり、滞納のない世帯員は滞納処分の対象外となります。

以上であります。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番（齊藤勇議員） 本段でも言いましたように、今朝ブドウ農家の方に行ってきました。

ブドウ、あのおり、当時も現地調査でそれこそめつたり、市長も行ったわけですが、それこそリンゴよりも一見ひどいということに私は思いました。今、みんなで共同して、新関集落は共同作業そのものは本当に素晴らしいと思いますが、大分起こして、ですから一見余り変わらないなあといった、ちょっと遅い感じもしますが、少し話を聞きますと、やっぱり倒れたものを起こすわけですから、根がやられるということですよ、根が。ですから、二、三年はいいけれども、それからだんだんだめになるということで、やっぱり例えば半分くらい木が立っていても、いずれだめになるということで、だから一生懸命補植していました。これが一人前になるまで少しでもつなぎだということでした。ですから、リンゴもそうですけれども、ある意味、ブドウほど厳しいものはないなあという思いをしてきたわけです。

この方のみならず、リンゴの部会の代表のやっている方々も、それから桃の人も、やっぱり今何するにしても復旧ですね、苗木にしてもそれからハウスでも、何しても資金が必要で、何とかかんとかして、とにかく借金してもそれは買わなければできないと、求めて復旧するんだというそういう意欲、市長も今再生に向けて頑張っているということがありました。それはそれで今後から言いますが、しかし、いよいよ資金も、これもやりたいあれもやりたいのになかなかお金がなくて、しかも借金もしているから大変だということで、予算もとってあるわけですから、早く認可していただいて、実行してもらいたいという、こういうのは意外といろんな人から、多くの人から聞かれました、要望されましたが、その点いかがでしょう。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 すみません。ちょっと聞き取れない部分がありましたけれども、金融面の支援ということでよろしゅうございましょうか。

【「補助金です」と呼ぶ者あり】

○五十嵐忠悦 市長 補助金。金融面の支援ではなくて補助制度という意味でしょうか。では、担当から答えさせます。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 補助金についてのお尋ねでございますけれども、市の補助金としましては、農薬支援が一番大きなものでございます。これにつきましては、共防等にお支払いするという時期が、申請が全部終わってからですと間に合わないというような形になるかと思っております。というようなこともございまして、概算で補助申請をしていただいて、それで共防の支払いに間に合うような形にしたいと、現在検討してございます。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番（齊藤勇議員） いつになるでしょうか。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 果樹支援の農薬につきましては、9月中には概算で申請をしていただきまして、そのうちの何割か、8割か9割、その辺はこれから検討させていただきますけれども、概算でお

支払いを早くしたいと考えてございます。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) 新関集落もそうなんだけれども、今日の話でも3年被害にあっているっていうんですよ。つまりいろいろ影響受けている。去年おとしは霜、去年はひょう、今年は雪と、今冬ですね、ということで、本当に経営が大変なんですね、実態は。こういうところやっぱりちょっと酌み取ってやらないと、9月たって本当に今大変で借金もしてやっているわけですから。早々にできないんでしょうかねえ。何でそう、害があるんですか。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ただいま補助金のお話でしたので、時期を9月、10月というようなお話しさせていただきましたけれども、そのほかに資金面の現在お話のようでございますので、資金面のお話をさせていただきますと、現在市の単独事業としてマル農がございまして。これは大変使い勝手のいいということで、ご好評いただいております、かなりの額を貸し付けておるようでございます。当面の資金といたしましては、この辺を何か活用しながら、早目に資金が農家の皆様に提供できるような形のものをつくってまいりたいと思っております。

また、県のほうでも、果樹農家の減収に対しましては、その部分の手当てを据え置き期間の長いもので資金手当をしたいということで現在検討をされているようでございます。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) やっぱりその資金も、同じように3年間被害にあっているとか、それから去年も猛暑で本当に品質が悪くてもう赤字状態だと。専業であればあるほど、大きくやればやっているほどそういう大変さがわかるわけです。だから、できるだけ早くとかいくらかでもこたえたいなっていうこと言うんだけど、3月の予算、それから臨時会での予算等々、決定しているわけでね、それは補助金なんですけれども、ですから、何でもいからとにかくもう少しスピードアップして、早く手当てを実行されないのかというところがちょっとわからないのですが、そこは何とですか。市長、ちょっと。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私どもも生産農家の方々がどのようなことを望むかということについての聴取をしながら、補助のメニューを組み立ててやってまいりました。今いろいろ課題になっているのは、これ議員も触れたとおり、いわゆる平たく言えば資金繰りという部分であろうかと思っております。これは長期にわたる、1年以内という話ではありませんので。これについても県もそういう考え方持っておるようでもありますので、それと相乗効果が上がるような、私どもの融資の、何ていいますか、仕組みをぜひJA等々との協議の中でつくっていききたい。それも早急につくっていききたいと思っております。今検討を進めているさなかでございまして、まとまりますれば皆様にお知らせし、実施をしてまいりたいと、そのように思います。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) いわゆる生活資金ですか、新しい商品なのかわかりませんが、さっき部長の答弁でも、いわゆる据え置きを、今までのですと2年ぐらいだというのがありました。1年とかですね。例えば5年だとか、それから償還が長いと、できるだけ負担感がないような、そういうたぐいのものなのか、その点ちょっと確認です。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 これから数年にわたりまして収入が減されるという予測でございますので、県の制度設計の中では、据え置き期間の長いものを制度設計として考えていきたいというような方向のようでございます。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) これはJAふるさとの園芸課による、これからの栽培見通し、経営アンケート、これの調査の結果あります。市長も若干触れましたが、幸いにもアンケートの中に、これはリンゴ農家、ナシ農家、ブドウ、桃、オウトウと5つぐらい分かれておりますが、例えばリンゴ農家では、本当に心強いんですけども、復旧作業をこれからも今も行っていて、生産量の回復を図るといの方々62.1%、3分の2に近いようなそういう数値を示して来て、本当に心強く思います。

一方で国などの進める改植事業、これについては意外と振るわないで5.5%ですね。それから心配しておった栽培やめるは1.7%です。ただ、回答が51%なので、これは断定的に見ることはできませんけれども、一つの傾向としては有効だと思います。このようなことで、一生懸命あすに向かって頑張っておること、本当に心強く思うんです。ただ、実際、市当局ですか、農協も半分以上、47%ぐらいのですから、53%の被害かな、そういう全体の集計をしております。被害ですな、それから額にして28億。私は被害届けないなんていうのも結構ありますので、はるかに上回ると思うんですけども、いずれそういうデータからしても、間違いなく生産量、下手すれば半分、あるいはそれを割る、枝と葉っぱだけ見ても、いずれ今、質を問われる時代で、量よりも質ですから、そうすると売り物にならないという点からも極めて心配なわけですね。そういうことからしても、何とか有利販売に結びつく、話ありましたように、マーケティングでもそれから加工、こういうのに本当に本格的に、大いにある意味それに特化して断固進める必要があるのではないかと思います。そうでないと、本当に農家の経営そのもの、仮に今年やっても来年はどうかという、やっぱり心配しているわけですから、その辺どうでしょうか。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 リンゴ等の収穫に対する不安の件でございます。

今年度の収穫量が、議員がおっしゃいますような形で50%というような形で想定いたしますと、平鹿郡のリンゴ農家の場合は最初に贈答用のものを選別、色のいいもの、形のいいものから選別して出すという形が普通でございます。そういうわけでいきますと、我々が売り込みますJA等集まる出荷されたもの、集荷されたものを売り込むというような形になりますと、約4分の1の量しか出てこないのではないかと思います。この4分の1も、例年からしますと、色づき、小玉、そ

ういうふうな形になろうかと思えます。市場に売るわけですけども、今、前々から市場に売り込むためにいろんな市場に物を出して、少しずつ信頼を得てきているような状態でございます。これに物のないもの、また、品質の悪いものを出してしまえば、信頼がなくなるというようなことも想定されてございます。ですからこういうことが起きないように、JAさんのお話では、ある程度市場を絞り込んで売るしかないのかなというような話になってございます。また、一時期災害で売れたんで、強いリンゴだとかなんとか、そういうふうなキャッチフレーズのもとに、売り込むことも考えられるのではないかなというようなこともございましたけれども、今般震災が置きましたから、なかなかそういう売り込み方もプラスのイメージには働かないのかなと思ってございます。そんなわけで、市場に売り込む場合には、横手が元気だと、リンゴに限らずいろんなものを一緒に持って行って、横手を売り込むようなアピールが必要ではないかなというようなことで考えてございます。

以上です。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番（齊藤勇議員） そのとおり、やっぱり横手が元気にならなきゃならないということで、その確かな力強さは私は農業の生産の展開、やっぱりここだと思えます。今心配しております生産量の半分以下を見ていると、これ自体が大変なわけですけども、そしてニーズをつかむということもなかなか大変であります。しかし、やっぱりどうにかしてそれこそ横手が元気になって、震災にも応援できるということだろうと思えますので、本当に議会も私自身も一丸となって頑張らなきゃならないというふうに思っています。

2つ目の国民健康保険のことです。

本当に厳しい状況、わかります。特に運営、保険証の、当市は本当にいろいろご苦労されているという事はわかります。そして、比較しますと、全県でも確かにうんと高いというところではありませんけれども、しかし、ここに住む住民の暮らしの実態からすると、やっぱりそれは重税感、負担感がいなめないわけで、そういう点からもやっぱり私は法定外とは思っていませんけれども、繰り入れ、どうにかしてやってそして引き下げるというのは、私は本来だと思うわけです。いろんなことありますけれども、その点思いました。

聞きたいのは、やっぱり滞納整理のことですけども、今これの一番の目的ですか、技術の向上とあります。この収納の技術ということ、これまで徴収対策でいろいろやって、成果という言い方は私は好まないんですけども、それなりにあったらと思うんですが、なぜ一部引き継ごうとしているのか、ちょっとわからないんですね。26名の事案を送ると、引き継いだということですけども、まずこの技術向上というのはどういうことなのか、ちょっとお聞きします。

○塩田勉 副議長 財務部長。

○柴田恒宏 財務部長 現在、滞納整理につきましては、税に充当するというような意味から、債権を中心にまず差し押さえをかけて全充当するというような手続を行っております。そうした場合、さまざま

な債権があるわけでございまして、今まで市で独自に取り組んでいるものは、主に預貯金でございました。あと、それ以外にもさまざまな例えば売掛金であるとか債権、それから保険関係あるわけでございまして、そういうものの差し押さえ等についての技術というものについては、やはり機構等でどのように手続を進めるかというものについて、職員を派遣して研修するというような状況でございます。

○塩田勉 副議長 6番。

○6番(齊藤勇議員) ちょっと言葉悪いですけども、金目のものあれば取るということですか。市長は今いわゆる生計非課税とか、それから差し押さえは税法上でかなりの部分がやっちゃなんらんということがる述べられました。相当な分野、領域です。それなのに、そしてそれを基本的にこれまでの徴収の方々がやっているわけで、なお、その取り方の技術の腕を上げて取り立てすると、こういうことになってしまうと私は思うんですね。そうすればどうなんですかね、これ。本当にいわゆる一般的に悪質というけれども、言ってみればそういう人たちに猛攻撃をかけるということなのでしょうか。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 猛攻撃という表現をされましたけれども、私どもからするとなかなか納得しがたい表現であります。やっぱりあくまでも担税力があって悪質なという、いい表現ではありませんけれども、そういう言葉を使ってしまうけれども、そういう方々に対して我々としては全力を尽くすということでございまして、担税力がない方、あるいは極めて誠実に納税しようとする意欲を見せてくださる方にはそういう手法はとらないわけでありますので、どうかその辺についてのご理解を賜りたいと思います。

◎散会の宣告

○塩田勉 副議長 これで本日の一般質問は終了いたしました。

明6月22日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時47分 散会

